

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
①	意見 フォー ム	学校、教 育委員会 の対応に ついて	<p>東京では給食の配膳を教師が行うとのニュースがありました。 子ども達同士の接触を避ける目的だそうです。 またオンライン（リモート）授業において文科省は欠席（出席停止）との通達だそうです。一部自治体では出席扱いにしているとの事ですが島本町ではどのような扱いにされるのですか。 このような問いかけで終わると回答が得られないので、給食の配膳は教師でお願いします。 オンライン授業は出席扱いとして頂きたい。 また本日の保護者による朝の見守り時ですが雨になりました。 小さな子ども連れの保護者はおられませんでしたが、自転車移動をされる保護者が右手に旗と傘持ち片手運転をされておられる方がおられました。 自分の子どもを守る為には軽微な違法行為は良しとお考えです。 自己中を教育委員会は推奨されません。 毎日投稿をしていますと総合政策部より呼び出しが掛かります。 対応、早期回答をお願いします。</p> <p>本町での給食の配膳については、教職員と児童生徒が協力して行っております。現状では大阪府の感染症対策マニュアルに従い、給食時の感染拡大防止の対応を行っており、変更の予定はございません。 オンライン授業を実施した際には、欠席とせずに、授業を行った日数として取り扱うこととしております。 交通ルールやマナーについては、日頃より遵守いただくよう周知しております。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
②	意見フォーム	子ども連れて保護者と交代及び障害保険について	<p data-bbox="499 383 571 1368">内容</p> <p data-bbox="579 383 1434 1368"> 本日第一小学校山崎地区の保護者による朝の見回りで小雨の中小さな子ども連れ（1才2ヶ月）のお母さんが当番でしたので交代して帰った頂きました。 またもう1人のお母さんから立位置が変わると「保険が下りないので代わって下さい」 保険は場所で無く行為に対してでなければいけないと思います。 学校まで付き添っていただいている保護者は報告は無いと思います。 何かあった時保険支払い対象になりますか。 子どもに対しては通学は集団登校ですが下校はばらばらで通学路と違う所を通って帰る事もあると聞いていますし、下校時との行為で通学路と違う所での事故でも保険は降りると聞いています。 本日の保護者の様な考えをお持ちならば突発的な問題点には対応出来ません。 保険を子ども達と同じ条件にして頂きたい。 安全ボランティア、児童相談員もです。 教育長自ら連絡を頂けるならお電話でお願いします。 回答は2週間待てる問題ではありません。 </p> <p data-bbox="499 1368 571 2020">対応等</p> <p data-bbox="579 1368 1434 2020"> 大阪府PTA安全活動補償制度では、PTA団体傷害保険において保険金をお支払いする場合として「被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に急激かつ偶発な外来の事故によりケガをした場合に補償します」とあります。 朝の旗当番等PTA行事に参加されているときの保険については、この制度が利用できるものと認識しております。 ただし、保険の適用については一定の条件がありますので、全ての場合において適用されるものではありません。 </p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)						
③	意見フォーム	コロナの感染状況とワクチンについて	<p>いつも町民の健康促進業務に注力して頂き、ありがとうございます。</p> <p>前回問い合わせた内容の回答で、大変良い資料と気づきがあったため、再度ご意見させていただきます。</p> <p>まず頂いた回答では下記との事でした。</p> <p>令和3年8月18日に開催された第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における資料によると、各年代ともに、ワクチン未接種者における新規陽性者数と比べ、ワクチン接種者における新規陽性者数は少ないことや、ワクチンの効果が期待される2回接種後14日以上経過後に発症した者のうち、重症化や死亡に至った者はいなかったと記載されています。</p> <p>この書き方ですと、ワクチンの効果は素晴らしいように「だけ」受け取れます。</p> <p>しかし、実際のところ教えて頂いた資料の数字を読むと、</p> <p>そもそもコロナ感染で第5波では重篤・死亡がそもそもかなり少ないのが分かりますし、それに比べて接種後の副反応の数の方が高い数字である事に気づかせて頂きました。</p> <p>例えば、この教えて頂いた資料を読むと、8月15日時点で6月以降の人数</p> <table border="0"> <tr> <td>重傷者数と率</td> <td>2回接種0人(0%)、1回接種30人(1.8%)、未接種296人(1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡者数と率</td> <td>0人(0%)、</td> <td>9人(0.5%)、92人(0.3%)</td> </tr> </table> <p>となっていましたね。</p> <p>(ちなみに、データはPCR検査陽性者の人数なので、原因や死因が本当にコロナかどうかは不明です)</p> <p>また、大阪(882万人)の第五波</p> <p>重傷者258名(0.9%) 死亡数は39名(0.1%)と書いてあります。</p> <p>年齢別数は、死亡者 第5波 30代1名 40代1名 50代3名 60代5名…</p> <p>(ちなみに第4波 30代6名、40代15名、50代70名、60代135名…)</p> <p>となっておりますね。</p> <p>全体的に、第5波では死亡率が下がっています。40代・50代の死亡はたった1名です。</p> <p>人数が少ないために、全体の「割合」で計算すると若年層が増えたと表現されるかもしれませんが、実数がかなり減少している点に分かります。</p> <p>同じく割合で表現するなら、ワクチン未接種より一回目接種の方が、重傷者も死亡者も多い、というのと同じです。</p>	重傷者数と率	2回接種0人(0%)、1回接種30人(1.8%)、未接種296人(1%)		死亡者数と率	0人(0%)、	9人(0.5%)、92人(0.3%)
重傷者数と率	2回接種0人(0%)、1回接種30人(1.8%)、未接種296人(1%)								
死亡者数と率	0人(0%)、	9人(0.5%)、92人(0.3%)							

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)										
			<p>ワクチン接種歴では2回目接種のみをフォーカスしていますが、実際のところ、ワクチン接種の有無にかかわらず、重症者・死亡者ともに低い事が読み取れます。テレビでは40代50代でも危険というような報道ばかりで、不安や恐怖しか伝わってこないの、この資料の共有は大変助かりました。</p> <p>こういった情報も広く町民に伝わるともっと心の健康に良いと思いますが、いかがでしょうか？</p> <p>不安や恐怖などのストレスは免疫を落としますので、ネットで資料が確認できない、またはテレビしか情報源がない方には、町からの情報提供があっても良いかと思えます。</p> <p>ちょうど自殺予防月間でもありますので、心のケアとして、正しく伝える情報提供は大切だと存じます。</p> <p>職場でうつしたかも・・・と療養中の女性が自殺した件もありました。</p> <p>そのような事が島本町でないようにお願いします。</p> <p>一方で、8月25日時点での厚労省の資料ではワクチン接種後の副反応の報告は、重篤者の数は下記のようになっていますね。</p> <p>全国で医師が関連あり、と報告があったもの、だけで</p> <table border="0"> <tr> <td>10-19歳</td> <td>34名</td> </tr> <tr> <td>20-29歳</td> <td>392名</td> </tr> <tr> <td>30-39歳</td> <td>429名</td> </tr> <tr> <td>40-49歳</td> <td>530名</td> </tr> <tr> <td>50-59歳</td> <td>380名</td> </tr> </table> <p>…以下続く</p> <p>この数字を見ると、コロナでの重症率や死亡率が少ないにも関わらず、それまで健康な人が、接種後に重篤になる数がかなり多い事が分かります。</p> <p>同じ資料内に、重篤者だけでなく、死亡の報告は全年齢で合わせて1095件あります。</p> <p>ワクチン2回接種後14日経過しても、コロナには感染する。今のところ重症化も死亡もしないが、副反応での死亡や重症化のリスクはそれなりにある、という事が分かります。</p> <p>若年への接種を慎重にすべき、という点は、短期的な熱や頭痛や腕の痛みなどの反応よりも、こういった重篤な実際の数字を町民にも分かるように示すほうが、</p> <p>ワクチンのメリット・デメリットを検討する上で、理解が深まるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p>	10-19歳	34名	20-29歳	392名	30-39歳	429名	40-49歳	530名	50-59歳	380名
10-19歳	34名												
20-29歳	392名												
30-39歳	429名												
40-49歳	530名												
50-59歳	380名												

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
			<p>内容</p> <p>いつまでもコロナで不安・恐怖を煽るのはテレビだけで十分です。 また、PCR検査やワクチンで儲けたい医師や利権などあるかもしれませんが、 町民の健康のために、適切な数字（一般の方でも判断できるように、他の疾患や例年の死亡率などの比較できる数字を足すなどの工夫）やワクチンのメリット・デメリット情報を広報するのは、公正な立場の町の役割と考えます。 引き続き広報を確認させていただきます。 適切な情報提供をこれからも、何卒宜しくお願い致します。 教えて頂いた資料は大変参考になりました。どうもありがとうございました。</p>
			<p>対応等</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。 厚生労働省や大阪府の資料については、資料の内容も詳細でまた量も膨大であることから、その詳細を広報誌で周知することは困難であると考えておりますが、 新型コロナワクチン及び新型コロナウイルス感染症に関して、住民の皆さんにできるだけわかりやすく情報提供できるよう努めてまいります。 あわせて、町ホームページにおいては、厚生労働省や大阪府の資料等をリンクする等により、必要な情報提供が行えるよう引き続き努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
④	意見フォーム	学生への意見について	内容	<p>JR島本駅構内や、大阪青陵学校からの帰り道の学生が、マスクをしていない事が目立ちます。複数で話しながらの行為のため、非常に不快で、迷惑をかけられないか心配です。部活帰りの生徒に多いように感じています。改めるように伝えてもらいたいです。</p> <p>合わせて、歩道に広がり歩かれると通行の邪魔です。歩道の半分までの広がりにおさえるように伝えてもらいたいです。理解できなければ、横何列までにする、というように学校側から伝えてもらいたいです。雨の日なんかは特に気になります。非常に迷惑をこうむっており、その時間に通行するのが嫌になるほどです。</p>
			対応等	<p>ご意見を頂きましたマスクの着用及び歩道の通行に関する意見につきましては、学校に対し申し伝え、再度生徒への指導をしていただく旨の回答をいただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
⑤	意見フォーム	ハンプ設置検討について	内容	<p>昨日朝のあいさつ見守りをしている時住人が横断歩道を渡られる為通行車に停車依頼の旗を掲げてて停車をして貰いました。</p> <p>しかし住人が横断歩道の中頃に達した時横断中の方の後ろを通過して行きました。</p> <p>私と住人が引かれそうになりました。</p> <p>この事を高槻署に連絡して対策方法を相談した所学校、教育委員会、都市整備課、自治会等と高槻署に要望して欲しいとの事でした（啓発ビラ配布等）。</p> <p>都市整備かにも連絡して要望検討会もお願いしていますが西国街道は府道ですので茨木土木が道路管理者になるとの事でした。</p> <p>教育委員会、学校、PTA連合会、自治会で要望して頂けませんか。</p> <p>通学路（西国街道府道）に減速ロードハンプ（減速帯）の設置がやはり1番の対策になるのでは有りませんか。</p> <p>要望先は高槻でなく茨木土木になるのかもしれませんが。</p> <p>事故が起こってからでは遅いです。</p> <p>まずは検討委員会をお願いします。</p>
			対応等	<p>ご指摘いただいた山崎地区フレスコ前の府道67号線の横断歩道についてでございますが、高槻警察交通課と対応策について相談し、警察官が立ち注意喚起等できる範囲で対応いただける旨、回答いただいております。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
⑥	意見フォーム	<p>沖縄戦で亡くなった犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立て工事に使うということについて</p>	<p>内容</p> <p>今年の初夏ぐらいから沖縄戦の激戦地だった本島南部の戦没者の遺骨が眠る土を米軍新基地建設地の埋め立てに使う計画に対し、本土の地方議会から反対する意見書が次々と出されています。 6月22日には大阪府茨木市議会が全会一致で、28日には同吹田市議会が賛成多数で同様の意見書を可決しています。 島本町の議員からも議会への提案(正式な用語が分からなくて申し訳ありません)がされていると聞いていました。しばらくして知り合いに確認したところ保留や否決されて議題にはならなかったと聞きました。 伝え聞くだけで正確な情報が得られていません。既に情報発信をされているかもしれませんが、この件に関する詳しい経緯を教えてください。 今後の選挙の参考にもしたいので各議員の賛成、保留、反対の意思も公表して下さい。よろしくお願いいたします。</p> <p>対応等</p> <p>意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の議会が国会や関係行政庁に提出することができるものとされているものです。本町議会では、「意見書案は、議員定数の4分の3以上の賛成者がなければ、本会議に上程することはできない。」と申し合わせておりますので、採択の要望があった意見書すべてが議案として本会議に上程されるわけではございません。今回のご意見にある意見書は、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書(案)」であると存じます。当該意見書(案)については、令和3年6月8日付けで採択の要望が提出され、令和3年6月23日に開催された議会運営委員会にて調整した結果、賛成者が議員定数の4分の3以上に達しなかったため、本会議に上程されなかったものです。 なお、意見書の賛否については、議員個人ではなく、会派ごとに取りまとめておりますので、各会派の考え方を次のとおりお示しします。また、お寄せいただいた内容を全議員に周知していることを申し添えます。 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書(案)」 自由民主クラブ(3)：保留 コミュニティネット(2)：賛成 大阪維新の会(3)：保留 公明党(2)：保留 人びとの新しい歩み(3)：賛成 会派に所属しない議員(1)：賛成 ※()内の数字は所属人数</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
⑦	意見 フォー ム	タウン メール発 信につい て	<p>毎日コロナ感染者情報をタウンメールで発信して頂きたいです。 しかし月曜日に金曜日、土曜日、日曜日の合算で送信しています。 当初土曜日、日曜日が閉庁ですので無理なのかと思っ ていましたが先日の豪雨じの避難等の危機管理課から のタウンメールが23:00ごろに送信されましたので「そ んな時間帯に発信しても無意味では」とお聞きした所 「気象予報がでた時業者からの発信」と事でした。 コロナ感染者も大阪府では土日関係無く発表されてい ます。 危機管理室の様な土曜日日曜日のコロナ感染者情報も 業者対応は出来ませんか。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する感染者状況につい ては、町LINE公式アカウントにより職員が配信して おります。土日での配信については、現在の職員の 人員配置や外部の業者に委託した際の事務等を鑑みま すと、現時点においては困難でございます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑧	意見フォーム	離宮の水について	内容	<p>近くの飲食店にのぼりがありました。 「離宮の水-水無瀬神宮の御神水」と書いて有ります。 島本町はご存知ですか。 以前のご説明では町長が離宮の水保存会の会長をされその離宮の水を使用しているお店を商工会がサポートされているとの事でした。 離宮の水が水無瀬神宮の御神水との説明は有りませんでした。 また水無瀬神宮の敷地外から水を汲み取ると離宮の水では無い。 ここでも水無瀬神宮の御神水の事は有りませんかでした。 料理で離宮の水を提供されるのは問題ないかと思いますが、水無瀬神宮の御神水として提供されるの場合宗教的に問題有りませんか。 そこの組織の長が町長も問題有りませんか。</p>
			対応等	<p>「離宮の水ブランド推進協議会」のロゴの「水無瀬神宮の御神水」という標記につきましては、水無瀬神宮からも認めていただいております、宗教上の問題はありません。 また、島本町長が当協議会の会長となっていることにつきましても、神道を援助、助長、促進または他の宗教に圧迫、干渉を加えるものではありませんので、政教分離原則に違反しておらず、問題はありません。 なお、のぼりを掲げられている店舗は、離宮の水を使用し、協議会が認証した商品を提供している店舗となっております。 ご指摘の「離宮の水保存会」は、名水「離宮の水」を次の世代に継承するとともに、恵まれた水を多くの人々が享受し、誰からも愛される名水として保存することを目的として、水質の検査や水量のチェック、「離宮の水」周辺の清掃活動等、地域の人たちとともに保全活動に取り組んでおります。会長を含め、役員は、民間事業者や住民の方がされています。 今後も地域ブランドの育成やまちの魅力発信に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑨	意見 フォー ム	看板設置 依頼	内容	<p>最近フレスコからたつかしら公園、コミュニティセンターに向かう町道を郵便局側の道と間違えて侵入する車、トラックが多く見受けられます。本日は登校時と重なり、行き止まりに気づき戻ってもこられました。</p> <p>フレスコの所に「この先行き止まり」の看板設置をお願いします。</p> <p>補正予算が必要ですか。</p> <p>本来自治会からの要望かと思いますが活動されておられる無いようですので気付いた者からのお願いです。</p>
			対応等	<p>下記のとおり、口頭回答し、申出人様に了承いただいております。</p> <p>本件につきましては、現地の状況を確認し必要に応じて対策を検討いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑩	意見フォーム	コロナ感染防止対策について	内容	<p>食事と会話を分けノーマスクでの会話はお控え下さい。 との注意書きは有りますが年配の女性はこれ感知せずとマスクはしてますが会話のオンパレード。各交通機関では車内の会話はお控え下さいとのアナウンスが有ります。島本町の見解をお願いします。酒を飲む時だけが感染リスクがあるのでは有りません。私が会話について店の方に訴えてました（客にも聞こえる様に）緊急事態宣言が発出されています。以前にもご対応をお願いした事案です。</p>
			対応等	<p>感染を防止するための各施設等への協力要請等につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて都道府県知事の権限で行っており、町には個々の店舗に対する指導等の権限がありません。なお、この度ご連絡いただきました内容につきましては、大阪府へ報告いたしました。会食の場面における感染防止対策につきましては、国や大阪府が周知している内容に基づき、住民向け及び事業者向けの内容を引き続き町のホームページで周知するとともに、今後も大阪府とも協力して対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑪	意見フォーム	感染者を陽性者と表記して下さい	内容	<p>いつも住民の健康向上のために尽力して頂き、どうもありがとうございます。 島本町のホームページでの表記に誤りがあり、誤解を生みかねないため、表記変更を求めます。 新型コロナウイルスに感染された方→検査陽性者 ご存知だと思いますが、検査陽性者＝感染者ではありません。 大阪府のHP内を確認しましたが、確かに「陽性者発生状況」との表記でした。 ホームページは沢山の方が参考にされますので、誤解のないように改めた方が良いと思います。 どうぞ宜しくお願い致します。</p>
			対応等	<p>ホームページ等に記載しております「感染者」の表記については、大阪府ホームページの記載にあわせ、「陽性者」の表記に修正いたしました。 貴重なご意見ありがとうございました。</p>
⑫	意見フォーム	たつがしら公園について	内容	<p>たつがしら公園に於いて町道側からスロープ登った右手に駐輪場（簡易でも）の設置検討をお願いします。</p>
			対応等	<p>下記のとおり、口頭回答し、申出人様に了承いただいております。 本件につきましては、現地の状況を確認し必要に応じて検討いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑬	私の声	投票所の設定について	内容	<p>選挙の時、期日前投票でJR島本の前の歴史資りょう館等、（他にいいところがあれば駅の近くでもよい）に選挙場所を設定していただきたい。高齢化に伴い、是非一考して下さいますようお願い申し上げます。</p>
			対応等	<p>ご要望の趣旨は理解いたしますが、期日前投票所には、経費や人員の確保が必要であり、厳しい財政状況の折り、限られた予算・人員で業務を遂行しているため、その増設は困難なものでございます。特に歴史文化資料館は、期日前投票所を設置している役場までの距離が約650mと近接しており、いずれか一方の投票所で投票したあと、もう一方の投票所で再度投票するという、いわゆる二重投票という不正が起こりやすい環境となります。これを防ぐためには、各投票所をオンラインで繋ぐ選挙システムの構築が必要となりますことから、更に高額な費用がかかります。</p> <p>また、歴史文化資料館を期日前投票所とした場合、その立地条件から、相当数の利用が見込まれますので、それ相応の広いスペースが必要となりますが、資料館内には多数の展示物があり、その数も時期によって増減があることから、期日前投票所として使用することは困難であると考えます。</p> <p>なお、歴史文化資料館以外の施設についてですが、選挙は、議会の解散などにより突発的に実施される場合もあり、そういった場合でも、確実に投票所として使用できる場所を確保しなくてはなりません。しかしながら、それに適した施設は、島本駅周辺の地域にはございませんでした。</p> <p>以上のことから、歴史文化資料館もしくは島本駅周辺に期日前投票所を増設することは困難でございますが、本町では、高齢者や障害をお持ちの方等のために、島本町福祉ふれあいバスが町内を巡回しております。また、このバスは選挙実施時には投票日前日の土曜日にも臨時運行いたしておりますので、期日前投票に行かれる際にご活用いただければと思います。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
⑭	意見フォーム	島本高校閉校について	<p>去る、8月30日の大阪府教育委員会において、令和7年3月末日をもって府立島本高校閉校が決定されたことについて、以下に質問します。</p> <p>1、島本町は島本高校設立前に、町内に府立高校の設立要請（誘致）を行ったことがあるか？あるとしたら、その内容はどのようなものか。要請書等の文書は存在するのか。</p> <p>2、閉校決定について、島本町はコメントを出したか？出す予定はあるのか。</p> <p>3、閉校によって、町立中学校卒業生の進路や高校生を持つ親の家計等に及ぼす影響等について検討したか。したとしたら、その内容は。しなかったとしたら、その理由は？</p> <p>4、町内の高校閉校がまちづくりや街の活性化に与える影響について検討したか。</p> <p>5、大阪府（教育委員会）に、存続などの要請を行ったことはあるのか。</p> <p>6、島本町は、島本高校の活性化について、これまでどのようなことを行って来たのか。</p> <p>以上、6点への回答をお願いします。</p> <p>※追記：三菱UFJリサーチ&コンサルティングが「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察」というレ政策研究レポート（2019/11/22）を出している。参考にしてください。</p> <p>1. 当時の広報や町史、永年文書などを遡って検索しましたが、本町から設立要望を行った事実を記した文書等は確認できませんでした。</p> <p>2. コメントは致しておらず、現時点で予定はありません。</p> <p>3. 当該校の閉校により、進学先としての選択肢が減少する等の影響を想定しておりますが、大阪府教育委員会におかれては、引き続き多種多様な学びの場を提供していくとも聞き及んでおり、本町としましては、これまでと変わらず、生徒一人ひとりに寄り添って進路指導を行ってまいります。</p> <p>4. 8月末に新聞報道等により閉校の情報に接したところであり、本町のまちづくりや街の活性化に与える影響について、現在検討しているところです。</p> <p>5. ございません。</p> <p>6. 昨今の取組としましては、日本の未来を担う子どもたちを地域と学校で支える地域部活動の構築をめざし、ジュニアサークルプロジェクト「しまプロ」に取り組んでおり、当該校もこの活動に参加されています。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
⑮	意見フォーム	尺代地域の山林伐採の件	<p>尺代集落の水無瀬川対岸山林樹木が広範囲に伐採されている。尺代住民から不安の声が出ていることについて、以下の質問をする。</p> <p>1、尺代住民から問い合わせなど、町へどの様な声が寄せられているのか。それらについて、町はどのように応えているのか。</p> <p>2、山林地権者、伐採業者からは町へどの様な届け出がされているのか。伐採面積、伐採後の処置等について。</p> <p>3、当該地は、以前に土砂崩れが発生している。伐採による土砂崩れなどの心配はないのか。</p> <p>4、伐採業者から、尺代自治会と住民に事業の通知と説明がなされたのか。</p> <p>5、伐採・積み込み作業が日曜日、早朝、深夜まで大きな音を出して行われていることに苦情が出ている。どのように対処しているのか。</p> <p>6、伐採などの事業内容を現場に掲示することは必要がないのか。</p> <p>7、山が丸裸になることについて、町はどのように考えているのか。</p> <p>7、今後、町は尺代の自治会と住民の声をどのように聴取するのか。</p> <p>1. 伐採したことにより、土砂の流出などが生じないか等のご質問が本町に寄せられています。当伐採については、森林法に基づき適正な届出が提出されたものであることをお伝えしています。また、災害に係る警報などが発令された場合は、関連部局とも連携を図りながら、都度、状況確認を行うように努めていることを併せてお伝えしています。</p> <p>2. 森林所有者から、森林法に基づき、伐採面積、伐採後の処置などが記載された伐採及び伐採後の造林の届出書が提出されております。なお、造林完了後は、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を提出いただくこととなっております。</p> <p>3. 土砂崩れは、伐採だけでなく、人工林の管理不足や異常気象の増加など様々な要因により、発生いたします。林業において伐採行為は日常的に行われているものであり、また伐採したことと土砂崩れは、必ずしも因果関係があるとはいえないものですが、届出に記載された適切なぼう芽及び天然下種更新については適正になされているかどうか、後日、島本町において、調査し、不適正な場合は、遵守の指導及び施業の勧告等を行う等、健全で豊かな森林を作ることができるよう努めてまいります。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
			<p>4. 森林所有者の方から、森林法に基づいた届出が本町へ提出されていますが、伐採業者からの周辺住民の方への説明の状況については本町では把握しておりません。</p> <p>5. 本町には、直接苦情をいただいておりますが、今回のご意見を踏まえ、連絡させていただきます。</p> <p>6. 伐採及び伐採後の造林届出書においては、伐採などの事業内容の現場での提示義務までは要件となっております。</p> <p>7. 森林の管理不足によって、場合によっては、森林の有する多面的機能を損なうだけでなく、様々な災害を引き起こし、私たちの生活に多大な影響を及ぼす恐れがあると考えています。そのため、森林の伐採及び伐採後の造林が適正に行われる必要があると考えており、今後管理が不適正であると判断した場合は、指導等を行うことも想定いたしております。</p> <p>8. 本町には、伐採及び伐採後の造林の届出書が適正に提出されており、現時点においては森林法の制度上の問題はございません。しかしながら、尺代自治会などからも、ご心配の声が寄せられていますので、今後も関係部局と連携を図りながら、適宜対応してまいります。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑩	意見フォーム	自治会再生へ助言 いらいについて	内容	<p>最近老人クラブの会員数が半減しているとの事です。 子ども会はPTAの活動として運営されています。 任意団体で有る自治会では有りますが老若男女を住人 全体で考えるべく自治会内に老人クラブ、子ども会を 取り込み考えて行く時代になって来たとは思われませ んか。 自治会役員が子供の事や老人の事を子ども会が老人の 事を、老人は子どものことを分かっておられない。 行政として組織を一つにする様な指導は出来ないで しょうか。 行政からは自治会へ</p>
			対応等	<p>自治会は任意組織であり、本町が各団体の組織構成に ついて直接指導を行うことはございませんが、自治会 長連絡協議会を通して、年に一度町内の自治会長にお 集まりいただき、自治会相互の課題や情報の共有、課 題対応の事例の紹介などを行う意見交換会を実施して いるところです。 今後も必要に応じ助言や情報共有を行ってまいります。</p>
⑪	意見フォーム	公園砂場 への遊び 道具提供 について	内容	<p>公園（たつがしら）砂場に遊具の提供は如何ですか。 コロナ禍でも有りますので密の遊びになりますか。 また多くのご家庭で砂場遊び具有としますので問題 なければ提供を求められたら如何でしょうか。</p>
			対応等	<p>本件につきましては、提供遊具を砂場に放置すること より、砂場を使用されるお子さまがケガをされる危険 性等があることから、砂場を使用されるお子さまの衛 生面や安全面を確保するため、現在遊び道具の提供を 求めることは考えておりません。 今後も引き続き、皆さまが安心して利用できるよう適 切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りま すようお願い申し上げます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑱	意見フォーム	水無瀬駅前長時間駐車について	内容	<p>水無瀬駅前島本町駐車場に軽自動車の長時間駐車（15分駐車）が復活しています。対策をお願いします。私が駐車違反シールをはっても宜しいでしょうか。住人の平等を</p>
			対応等	<p>本件につきましては、駅前広場に設置しております駐車スペースの長時間駐車に対する啓発について、過去から看板を設置するなど、様々な対策を講じておりますが、長時間駐車車両が後を絶たず、本町も苦慮している状況となっております。現在の対策といたしましては、当該駐車場の利用状況をシルバー人材センターと連携を図り、日常的な点検により駐車状況を把握し、長時間駐車されている車両につきましては、口頭ではありますが、所有者が特定できる車両に対しましては、注意喚起いたしております。また、現地におきましても、継続的な長時間駐車を確認した場合は、当該車両の駐車マス内へ、注意喚起の看板を貼り付けたカラーコーンを設置するなど、啓発強化に努めております。今後も引き続き、効果的な対策を検討するとともに、長時間駐車抑制に向け取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
⑬	意見フォーム	水無瀬川堤防桜並木の緊急対策について	<p>水無瀬駅川堤防の桜並木の管轄権が島本町にあるものかどうか不明であり、ない場合は、無視して廃棄願います。</p> <p>申し出の趣旨 私は、持病の悪化を防止するため、医者のお勧めにより、毎日水無瀬川堤防を散歩しておりますが、毎年きれいな桜を咲かせてくれる桜には、感謝しかないので、何もできないので、自分で決めている3本の桜にたいして、毎日感謝の言葉を、一声掛けております。そんな、他愛もない隠居爺の徘徊状況ですが、最近気になることがあり、何か改善の方法はないものかと思いついたのですが、自分では何をどうしてよいものかわかりませんので、専門家をお願いしようと思い今回、投稿することにしました。</p> <p>気になる問題点と現状 現場に来て桜の木々を見てもらうと一目瞭然ですが、桜並木の現状は、そこそこ古木であり、枝葉は隣の木に重なっており、街灯を隠したり、電柱に持たれているものや電線に絡みついたものもあるのですが、それらはまだましであり、何人かで鋸をもって剪定すれば済むことです。</p> <p>しかし、今回お願いしたいことは、別にありますので、桜の木々の幹に注目してください、百年近くになるような大木ばかりですから、幹回りも大きく、苔が生えたり、つる草が生えたり、カビやキノコや菌類さえ生えています、そんなことよりも、大木の表皮に斜めに大きなひび割れがあるのです、いくつもいくつも、上にも下にも、横にも裏側にも、どの木もどの木も、全部ひび割れだらけです。</p> <p>このひび割れは数年前から続いていたのですが、今までは台風にも大雨にも、桜自身が絶えて、頑張ったのですが、もう限界です、と言うのは、このひび割れから、しみ込んだ水分やバイキンが桜の組織に入り込み、腐敗してきたのです。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)
			<p>内容</p> <p>そうすると、これらの大木は、力学的に支えきれなくなりそうで、そろそろ限界ではないでしょうか？ ある桜は、根本近くに大きな腐敗の傷があり、大きな穴が開いていて、今にも倒れそうになっています。 その状況は、素人の私にも「危険」の二文字が連想されましたので、場所は新幹線の近くで、広瀬の人権文化センターのすぐ上ですが、緑地公園の向かい側ですから、子供への危険性は低くなるでしょうし、ホッとしていますが。大至急堪忍をお願いします。 緊急の解決策 具体的に何をすべきか等は判りませんが、果たして次の台風まで、桜は頑張れるのでしょうか？、補強や間引き伐採等々、何かをすべきではないでしょうか？ 以上、ベタ打ちでごめんなさい。</p>
			<p>対応等</p> <p>水無瀬川堤防沿いの桜につきまして、樹齢が長く成長した幹の表皮に、ひび割れ等が目立つ木があることは、本町におきましても、認識いたしており、直ちに伐採の必要性はないものの、今後、何らかの対策が必要であると考えております。 このことから、本町といたしましては、道路パトロール等において街路樹の点検を実施し、必要に応じて樹木医に診断をお願いするなど、日々適切な維持管理に努めております。 今後も引き続き、当該桜の木を含め、本町管理の街路樹につきましては、随時点検を行い、危険性が高いと判断された街路樹の伐採を含め、必要に応じて剪定等の手入れを実施し、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。貴重なご意見いただきありがとうございます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑳	意見フォーム	公園の使用と活動について	内容	<p>緑地公園意外の公園では危険なボール遊びは禁止となっていると思います。 公園周辺の地域住人宅ではボール遊びによる音（ボールを蹴る音やグローブでボールを受ける音）が響くのです。 やはりたつがしら公園でのボール遊びは減らないのです。 遊子どもにはお願い事として「ごめん。ボール遊びは緑地公園でお願い」と声掛けてするとやめてくれます。 ボール遊びをする広場（草むら）の活用方法をご検討頂けませんか。 今はボール遊び意外は自治会の自主防災倉庫です。 予算化は必要ですが他遊具設置（役場下の公園の様な遊具、島本駅裏の新公園には島本町が遊具を設置されるのでは）や広場真ん中に花壇設置などをお願い出来ませんか。 しかし実行前には住民説明会をお願いします。</p>
			対応等	<p>下記のとおり、口頭回答し、申出人様に了承いただいております。</p> <p>当該公園には、東屋や遊具、砂場などを既に設置しており、新たに花壇や遊具を設置すると、遊具の安全領域が確保されず、利用者さまの危険な行為につながる可能性があることから、現時点では、利用者さまの安全性を確保するため、新たに花壇や遊具を設置することは検討いたしておりません。 今後も引き続き、皆さまが安心して利用できるよう公園の適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
⑳	意見フォーム	オンライン授業用パソコンID、PW及びについて	内容	<p>下記ニュースがありました。 意味合いが分からないのですが、オンライン授業に使うパチンコのIDは出席番号、PWは全員同じである為A?BチャットにC、Dが侵入して閲覧し加害者になりすまし誹謗中傷文を投稿したとの事でしょうか。 学校もID及びPWの忘れ防止からの苦肉の策だとも思います。 しかし教師がメモ保存をすれば問題ない事おもいます。 島本町に於けるID及びPWはどの様にされておられますか。 チャットの必要性は如何ですか。 東京都町田市立小6年の女子児童（当時12歳）がいじめを訴えて自殺した問題で、亡くなる半年前、市教育委員会が学習用デジタル端末のパスワードを見直すよう求めていたことがわかった。同校は通知後も対策をしなかったため、女児を中傷する書き込みを多くの児童が閲覧し、いじめが助長された可能性がある。 児童らに配備された端末は、チャット機能が利用できた。通常は本人同士しか閲覧できないが、同校では、IDは通し番号などから類推できる上、全員共通のパスワードが使われていた。</p>
			対応等	<p>申出人に対して、ID及びPWについては、児童生徒1人1人に割り当て、同一のものは使用していないこと、またチャットについては、発言するのが苦手な児童生徒もあり、考えや意見を伝えるのに有効なツールのひとつではあるが、活用する際には、ルール作りや情報モラル教育が必要であることを説明いたしました。</p>

令和 3年 9月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など (原則、原文のまま記載しています。)	
②②	意見フォーム	青少年の安全対策について	内容	<p>昨日夜22時過ぎてもたつがしら公園で騒いでいる青少年（女性含む）がいました。 自治会も何の行動もしない為私から高槻署に連絡して指導して頂きました。 地域や青少年の安全を守らない無ければいけないと思います。 毎日であれば警察の巡回をお願いすれば良いと思いますが不定期ではやはり自治会の協力は必要と思います。</p>
			対応等	<p>今回の件について、大阪府高槻警察署山崎交番に相談をさせていただいたところ、警察において夜間巡回する旨の回答をいただきました。</p>

※①②⑤⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒については、同一人物からの申し出です